

裁判員制度

出前講義実施報告



in 米子高校

令和4年10月19日（水）に鳥取県立米子高校において、2年生139名を対象とした裁判員制度の出前講義を実施しました。

講師の森崎裁判官からは、裁判員裁判の概要や裁判所の仕事などについてお話しし、熱心に聴講していただきました。

学生の皆さんに裁判員制度を身近に感じていただくきっかけとなったのではないかと思います。

～参加者のご感想～

- 裁判員への配慮がしっかり考えてあることを知った。
- 極力負担がないよう色々なところで保護されていることが分かった。
- 合計9人で話し合うと聞き、色々な意見が聞けると知って安心しました。
- 裁判員の仕事の詳細や裁判の具体的な流れが分かりました。自分がもし裁判員に選ばれた時には、ぜひ参加してみたいと思いました。



- 裁判員の名前や住所は公開
- 裁判員に接触することは禁止
- 裁判員に頼みごとをしたり、裁判員やその家族を脅した者には、刑罰が科せられる
- 雇用主が、裁判員になったことに関する理由として不利益な取扱いをすることの禁止

運用上も最大限の配慮をします

- もし私が裁判員に選ばれたら...と考えるとすごく不安になってしまうので、どんな仕事をするのかを丁寧に教えていただけて安心しました。
- とても面白かったです。実際に参加して考えてみたいと思いました。
- 気になることが全部なくなるほど、詳しく説明してくださって、分かりやすくてよかったです。



ご参加いただいた米子高校のみなさま、ありがとうございました！